

千葉県

ホームレス自立支援計画

一人ひとりとの関わりあいを大切に



千葉県

平成17年1月

# 千葉県ホームレス自立支援計画

～一人ひとりとの関わり合いを大切に～

## （ 目次 ）

- 1 千葉県としてのホームレス対策の考え方
- 2 千葉県におけるホームレス問題の現状と課題
- 3 千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間
- 4 ホームレス一人ひとりの希望実現に向けて

### [4 - 1 ホームレスの状況に応じた個別施策の展開]

ステップ0 緊急援助対策

ステップ1 状況の把握・相談(ファースト・アセスメント)

ステップ2 関係性の構築

ステップ3 コーディネート(総合自立支援:セカンド・アセスメント)

ステップ4 住まいの場の確保

ステップ5 就労の支援・逆転の発想

### [4 - 2 ホームレス対策の横断的施策の展開]

チャレンジ1 推進体制の確立

チャレンジ2 健康の確保

チャレンジ3 安全対策

#### チャレンジ4 県民への啓発

#### チャレンジ5 「ホームレス」の人権擁護

- 5 新たなホームレスを生み出さないために
- 6 計画内容の評価・見直し
- 7 結び ~ホームレス対策に携わる方々へ~

#### 【参考】

\*PDF ファイルを閲覧する場合は、adobe 社の acrobat reader が必要です。

千葉県ホームレス自立支援計画のイメージ (PDFファイル 123KB)

千葉県におけるホームレスの現状(平成 15 年の調査結果)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(厚生労働省)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(厚生労働省)

千葉県ホームレスの自立支援に関する研究会委員名簿

千葉県ホームレス自立支援計画策定経過

## 1 千葉県としてのホームレス対策の考え方

(1) 千葉県のホームレス対策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」等を踏まえつつ、現に千葉県内で野宿生活をしている者等を対象に、市町村がホームレス対策に取り組む場合に、ホームレス一人ひとりの状況(ステップ・段階)に応じて、最も適切(効果的・効率的)な支援が可能となるよう、

1) ホームレス対策の全体像を明らかにする。

2) ホームレス一人ひとりの状況(段階)に応じて支援すべき内容について対策の流れ(ステップ)を構築する。

3) すべてのホームレス等に対して支援すべき内容について、横断的な施策展開(チャレンジ)として提示する。

といった3つの柱を立て、対策の効果が具現化する全国初めての計画とします。

### (キーワード)

#### 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

平成14年制定。ホームレスの自立の支援や、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国などの責務を明らかにし、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得るため、必要な施策を講じてホームレス問題の解決に資する法律。

この法律に基づき、国は平成15年、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

(2) 計画期間は10年としますが、3年ごとに見直しを行います。3年間に実施すべき短期的施策とそれ以外の中長期的施策を整理し、目標を定めることとします。

(3) この計画は、ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの野宿生活からの脱却と生活の安定を目標とし、夢と希望の実現を願い、ホームレスの生活の安定に伴う脱ホームレス化により、結果的(付随的)にホームレス数の減少を達成するものとします。

(4) この計画では、ホームレスに対して福祉サービスを提供するだけの行政依存的自立ではなく、ホームレス自身が計画に掲げた施策を活用して自立して再び社会に参入するとともに、ホームレスであった者が社会における自らの役割を見出し、地域社会に貢献できる不可欠の存在となることを目指します。

(5) なお、ここでいう「自立」とは、ホームレス又はホームレスであった人一人ひとりの社会的・経済的・精神的な「自立」を意味し、健康で文化的な生活が安定的に持続できることが重要です。そのために、社会資源として、生活保護法やホームレスの自立の支援等に関する特別措置法などを積極的に活用して、一般社会への復帰を意味するものです。

[ポイント]

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、単に各種対策の列挙ではなく、ホームレス対策のステップ(流れ)を踏まえた対策の全体像を明確に示し、市町村がホームレス一人ひとりの状況に応じた効果的・効率的な対策を実施することを支援する計画とします。

千葉県のホームレス対策は、ホームレスの数的な減少そのものを直接的な目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの野宿生活からの脱却と生活の安定を目標とし、夢と希望の実現を願い、数の減少は結果付随的な目標と考えます。

## 2 千葉県におけるホームレス問題の現状と課題

(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は、ホームレスの定義を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」としています、実際には、本計画の「ステップ0」から「ステップ5」までのさまざまな段階の方が考えられます。

このうち、「ステップ0」からのスタートが必要となるホームレスは、平成15年の調査において668人(全国で25,296人)であり、全国の都道府県別で8番目に多い結果となっています。この668人の分布としては、東葛飾地域を中心とする都市部に集中しています。

このほか、県内には、アパートなどに居住して行政や民間による自立支援を受けている者、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業である無料低額宿泊事業の施設の利用者、入院により居住地のない者などもあります。これらの者についても、ステップ1からステップ5までの段階に応じて、必要な支援を検討することとします。

### (キーワード) 「無料低額宿泊事業」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業の一つ。

生計困難者のために、無料又は低額で宿泊事業を提供します。事業者についての制限はなく、事業開始から1か月以内に都道府県知事(政令指定都市・中核市にあっては、市長)に届出を提出することと定められています。

(2) 平成15年に行われた調査(市川市、千葉市及び船橋市の計84人が対象)によると、県内のホームレスの平均年齢は55.4歳でした。また、「野宿場所が一定の場所に決まっている」と回答した91.7%の中では、公園が48.0%、河川敷が28.6%となっています。月額収入は1万円以上3万円未満が最も多く、49.1%となっています。

(3) 一部の地域では行政と民間との協働によるホームレスの自立支援が積極的に行われていますが、全県的には低調気味で、社会福祉協議会など既存の団体以外には、ホームレス自立支援の団体がごく少数しかありません。今後、行政とともに自立支援に携わるボランティアを育成し、協働で支援活動を実践していく必要があります。

(4) 行政機関(県及び18市)の間では、平成13年にホームレス問題に関する県・市町村連絡協議会を設け、情報交換等を行っています。今後、同協議会を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士、NPO、当事者等を含めた「千葉県ホームレス自立支援推進会議(仮称)」に拡大し、定期的に会議を開催して自立支援策の検討や情報交換等を行う必要があります。

《キーワード》

「ホームレス問題に関する県・市町村連絡協議会」

ホームレスに関する問題について、主に社会福祉分野において連携して取り組むため、県及びホームレス問題を抱える市町村により、平成13年11月に設置。会員は、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、富里市及び千葉県。

[ポイント]

平成15年の調査では、千葉県で確認されたホームレスは668人で全国の都道府県別で8番目に多い結果となりました。668人の県内の分布としては、東葛飾地域を中心とする都市部に集中しています。

千葉県では、一部の地域で民間と行政の協働によるホームレスの自立支援が行われているものの、全県的な取り組みとしては低調です。また、自立支援のための施設そのものが少なく、自立支援の選択肢が少ないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、今後ホームレス一人ひとりの自立支援を進めていくには、まずホームレスと支援者(行政・民間)との間に信頼関係を構築していく必要があります。

### 3 千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間

(1) 千葉県内のホームレス数は、市町村によって大きな差があることから、すべての市町村が同様のホームレス対策を実施する必要はなく、各市町村の実状に応じたきめ細かなホームレス対策が求められます。したがって、県内の市町村(特にホームレスが確認された市町村)においては、本計画を参考とし、具体的なアクションプランとなるホームレス対策の計画をまとめることが期待されます。

(2) ホームレス対策は、行政のみで完結するものではなく、地域のNPO等の団体、企業、自治体組織と連携を図って取り組んでいくことが重要です。市町村が実施するホームレス対策においても「健康福祉千葉方式」の活用を図り、当事者(本計画のステップ0からステップ5までの各段階の者をいいます。以下同じ。)を含めた民間と行政の協働によるホームレス対策が重要です。

#### 《キーワード》

#### 「健康福祉千葉方式」

- ・子ども、障害者、高齢者等の対象者を横断的に捉えた施策展開を図ります。
- ・施策の企画段階から、当事者を含めた県民と行政が協働し、一体となって施策展開を図ります。

(3) 国の基本方針を含め、各種計画はその期間を「5年」とするものが多く見られます。マスタープランとしての性格を有する計画においては「5年」の期間には一定の意味があると考えられますが、アクションプランとしての性格を有する計画の場合には、その評価と臨機応変の対応という観点から、「5年」の期間は長いと考えられます。

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、マスタープランとしてよりも、アクションプランとしての性格を前面に出すべきであると考えられ、計画期間そのものは「10年」としますが、「3年」ごとに見直しを行い、3年計画としての性格を持たせます。

以上のことから、最初の3年は、県内の市町村のホームレス対策の牽引役としての役割を担う自治体(市町村)を選定し、当該自治体に対して県が強力な支援を行い、その成果を他の市町村に普及していく方策検討することとします。



[ポイント]

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、千葉県としてのホームレス対策の考え方を取りまとめるとともに、市町村による実施が期待されるホームレス対策を提案するものです。ホームレスがいる市町村においては、本計画を参考とされ、各市町村の状況に応じた実施計画を策定することが期待されます。

本計画は、計画期間を10年として、市町村合併の進捗状況、計画の達成状況、国の動向その他のホームレス対策を取り巻く状況の変化を踏まえ、3年ごとに見直しを図るものとします。

## 4 ステップ0(ゼロ) - 緊急援助対策

### (1) 短期的な取組み

#### 1) 突然の病気・けがに困っているホームレス等への対応

普段は周囲からの社会的サポートを必要としていない(求めない)ホームレスであっても、突然の病気・けが等により、生命や健康に重大な危険が発生する場合があります。またこのような緊急事態は周囲との関係性が構築されていない場合には対応が手遅れとなる危険性を有しています。したがって、普段からホームレスの状況を把握するための行政・民間支援団体・ホームレス自身に加え、鉄道会社等の企業、地域の自治会などがネットワークを構築し、これらの緊急事態の探知を容易にすることが必要です。

また、これらの者が医療機関に緊急搬送された場合に備え、医療機関等との連絡体制を整えるとともに、必要に応じて生活保護法による医療扶助の適用が受けられるようにします。また、早急に状況を把握した上で、医療機関退院後の生活支援を視野に入れた検討を行う必要があります。

#### 2) 居所が緊急に必要な者への対応

健康状態が医療機関に入院するまでの必要性(重症度)がないとしても、居所が緊急に必要な場合があります。このようなホームレスに対する一時避難的な居所の提供という観点から、「ホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)」の活用、「ホームレス自立支援センター」や、良質な無料低額宿泊事業を行う施設等への一時的避難を検討することとします。

#### (キーワード)

「ホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)」・

「ホームレス自立支援センター」

「ホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)」は、都市公園などでテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスに対し、緊急一時的な居住場所を提供する施設。「ホームレス自立支援センター」は、原則として6か月までの間、ホームレスが入所し、食事の提供、健康診断、生活相談・指導、職業相談等のサービスを受けて就労による自立を目指す施設。

### (2) 中長期的な取組み

#### 緊急援助に至らないための予防策

市町村の保健・福祉部局、保健福祉センター(保健所)、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉士、当事者等で組織する「ホームレス自立推進会議(仮称)」で、健康に特に留意

すべき者の恒常的把握に努めます。

市町村の保健・福祉部局、社会福祉協議会等は、持病等により医師の診察を受ける必要があると判断したホームレスに、無料低額診療施設を紹介します。また、無料低額診療施設がホームレスの診療に対応するよう働きかけを行います。

《キーワード》

「無料低額診療施設」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業である、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う施設。県内には市川市、八日市場市、習志野市、佐倉市に1施設ずつあります。

[ポイント]

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している者がいると考えられ、これらの者は、突然の病気の発症等により、それまでホームレス自身が社会的サポートが必要ないと考えていたとしても、生命と健康の確保の見地から、行政と民間の協働による緊急避難的な支援が必要となる場合があります。

この緊急援助対策は、ホームレスの状況に応じたステップに位置付けられるものではなく、全てのホームレスを対象にして、いつ何時の対応が必要か不明のものであり、本計画ではステップ0(ゼロ)と位置付けました。

#### 4 ステップ1 - 状況の把握・相談(ファースト・アセスメント)

##### (1) 短期的な取組み

###### 1) 巡回相談による状況の把握

個々のホームレスの状況を把握するためには、相談体制を確立することが重要ですが、相談窓口を設置したとしても、ホームレス自らが最初から相談に来る可能性は低いと考えられます。このため、ホームレスの起居する場所へ赴いて相談にあたる巡回相談事業を千葉県内のホームレス対策の最重要事業と位置付け、この巡回相談事業を管内のホームレスの状況把握の出発点とすることとします。

## 2)「街かどスポット相談」による状況の把握

積極的(能動的)な状況把握のツールとして、巡回相談事業を実施することと併せて、公園や河川敷等の複数のホームレスが起居している場所において、必要に応じて「街かどスポット相談」(巡回相談事業の一環として、日時をあらかじめ決めて開催)を実施し、巡回相談に続く相談体制とするよう努めます。

### (2)中長期的な取組み

モデル市町村の成果を、ホームレス対策が必要な市町村にそのノウハウを伝え、相談体制を確立します。

### モデル市町村の設定及び支援

これまで、千葉県内の、ホームレス対策の経験・知見が少ない市町村においては、ホームレス対策をどのように進めていけばよいか悩んでいる市町村もあると考えられます。そこで、巡回相談事業を出発点とするホームレス対策について、千葉県内市町村のモデルとなる市町村を選定し、県とともにホームレス対策を推進し、その成果を他の市町村にも情報提供することにより、千葉県全体のホームレス対策を進めていくこととします。

#### [ポイント]

ホームレス対策を実際に進める場合には、当該市町村内のどこにホームレスがいるかを把握することが不可欠です。またホームレスには、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者、医療・福祉等の援助が必要な者や一般社会生活から逃避している者、社会生活への不適応や借金問題、アルコール依存症等個人的な要因も加わり、複雑な問題を抱えている者もいるなど、ホームレスになる要因も異なっているのが現状です。

したがって、当該市町村内におけるホームレスの状況を把握(ファースト・アセスメント)することがステップごとの対策の出発点です。

巡回相談事業実施市町村数	現在(平成 16 年)	平成 19 年度	平成 26 年度
	1	4	18

## 4 ステップ2 - 関係性の構築

### (1) 短期的な取組み

#### 1) 巡回相談(継続)の第二の役割

巡回相談の最初の目的は、地域に散在するホームレスの状況把握ですが、引き続いての役割として、状況の把握の継続とホームレスとの「関係性の構築」、すなわちホームレス一人ひとりと周囲の行政、民間支援団体等とのかかわりの醸成が挙げられます。

巡回相談を繰り返すことにより、本音の話ができるように信頼関係をつくり、ホームレス一人ひとりの生活状況や健康状況、悩みなどを聞き取り、必要な支援を関係機関につないでいくことが期待されます。

#### 2) 「街かどスポット相談」の開催

公園、河川敷等のホームレスが多くいる場所に、必要に応じて定期的に「街かどスポット相談窓口」を設け、巡回相談で関係性の構築が始まった段階をフォローするよう努めます。

#### 3) 恒常的な相談窓口の設置

市町村の福祉部局等を相談窓口とし、来庁した者の相談に応じるとともに、必要に応じて、関係機関と連携した対応を取ります。また自立支援センター等を想定し、民間支援団体等への相談事業の委託も積極的に進めることが期待されます。

#### 4 相談員の養成

相談窓口での相談やホームレスが野宿する場所へ赴いて相談にあたる相談員は、関係性を構築するためには重要なキーポイントです。そのため、ホームレスの相談に応じる相談員の養成・研修の実施を検討します。

### (2) 中長期的な取組み

ホームレス対策が必要な市町村が相談体制を確立し、ホームレスとの関係性の構築に努める必要があります。

#### [ポイント]

社会から孤立しがちなホームレスに対して、対話による接点(人とのつながり)が重要であり、個々の状況を把握し本人の意思を尊重しながら、ホームレス一人ひとりの状況に応じた支援をすることが必要です。

そのためには、ホームレス一人ひとりとの信頼関係づくりをしていくことが重要です。千葉県計画においては、この「関係性の構築」をキーワードに、各種施策を展開していくこととします。

## 4 ステップ3 - コーディネート(総合自立支援:セカンドアセスメント)

### (1)短期的な取組み

#### 1)ホームレス一人ひとりの「自立支援プログラム」づくり

市町村の福祉部局等には、ホームレス一人ひとりの生活状況を把握し、信頼関係を深めていきながら、各々の状況や希望を踏まえた自立支援方法(ここでは「自立支援プログラム」という。)を検討し、可能なことから逐次進めることが期待されます。

「自立支援プログラム」づくりには、福祉部局の職員のほか、民間支援団体への委託も視野に入れ、ホームレスとの連絡を密に図りながら進めることが重要です。

#### 2)「自立支援プログラム」を進める上での留意点

「自立支援プログラム」づくりは、「支援」と同時に当事者自らの「自立計画」であるべきです。行政やNPO、ボランティアは、あくまでその「支援」に徹するべきです。当事者本位の「自立計画」をつくり、その実現に向けて対等な立場で支援をしていくことが望ましいと考えられます。

また、単に住む場所さえ確保すれば自立支援が達成されるというものではありません。住まいを確保し、就労してからも、支援者や関係機関、知人や家族、地域社会などが継続して見守っていくことが大切です。

#### 3)ホームレス自立支援センターにおける支援

「ホームレス自立支援センター」を設置し、就労による自立の意思の強い者に対し、食事の提供、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等のコーディネートの実践を図ることを目指します。

千葉県では、他県の大都市にあるような大規模施設ではなく、10人程度の小規模の施設を市町村単位で設置するようにします。

#### 4)推進体制づくり

市町村は、「ホームレス自立推進会議(仮称)」を設置し、地域内の関係機関の協力を得ながら、自立支援プログラムづくり及びその実行に努めます。関係機関の例として、健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士、ホームレスの自立支援を実施するNPOやボランティア団体、当事者等が考えられます。

県は、「千葉県ホームレス自立支援推進会議(仮称)」を設置し、全県的な自立支援体制の構築を図ります。

### (2)中長期的な取組み

県及び市町村は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策、取り組みについて情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して担当者や専門家による協議を行うなど、

各種の支援を行うものとします。

[ポイント]

ホームレス一人ひとりとサポート側の「関係性の構築」が進んだ場合には、次のステップ(段階)として、そのホームレスの希望を実現するために、サポート資源と本人の状況・希望をどのようにすり合わせていくかというコーディネート(総合自立支援)が重要となります。この場合、市町村や民間支援団体がホームレスの自立支援コーディネーターとしての役割を担い、自立支援プログラムを作成することが期待されますが、その他のNPO・ボランティア団体や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携・協力も重要です。

自立支援プログラム作成市町村数	現在(平成 16 年)	平成 19 年度	平成 26 年度
	1	4	18

#### 4 ステップ4 - 住まいの場の確保

##### (1) 短期的な取組み

###### 1) 自立支援のための住まいの場の確保

地域の実情に応じて、市町村やNPO等が借り上げるアパートなどについて、無料低額宿泊事業のスキームを活用するなどして、公的な判定機関の判断の下に社会復帰を支援する「ホームレス自立支援ハウス」の設置を奨励します。

また、就労による自立を目指すホームレスのための「ホームレス自立支援センター」を設置して、食事の提供、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことを目指します。

このほか、一時宿泊施設(シェルター)の設置を検討するとともに、良質な民間の無料低額宿泊事業のモデルとなる施設の設置を誘導していきます。なお、無料低額宿泊施設については、その事業内容のチェックと適切な指導を行います。

〈キーワード〉

「ホームレス自立支援ハウス」

市町村やNPOがアパート等の空室を借り上げて「ホームレス自立支援ハウス」として、自立の意思のあるホームレスに貸付け、一定期間社会生活などの支援を通じた居宅生活により自立を促します。「ホームレス自立支援ハウス」での生活を終えて本格的な居宅生活に移行した後も、本人の意向を尊重しながら社会への完全復帰を目指して支援を続けるようにします。

2) 安定した住まいの確保

自立した生活を営むことが可能となった50歳以上の単身者及び生活保護法に規定する被保護者などの単身者について、県営住宅や市町村営住宅等の、単身者・高齢者入居制度の活用を検討します。

また、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の提供に努めます。

このほか、民間賃貸住宅の利用を促進するため、不動産業者にホームレス問題についての理解と協力を求めます。

3) 住まいの場における生活支援

野宿生活を送っている者が居宅生活を希望する場合には、十分聴き取りを行うなどして、必要に応じて住まいの場の確保を含めた生活保護の適用の可能性を探るよう努めます。

公営住宅や民間賃貸住宅に入居した者に対しては、本人の人権に配慮しつつ、必要に応じて金銭管理や規則正しい生活を続けるための支援を行うとともに、ボランティアや社会福祉協議会、民生委員・児童委員の協力を受けて、近隣住民とともに社会の一員として生活していくサポートに努めます。

(2) 中長期的な取組み

民間賃貸住宅の利用の円滑化

低額又は保証人の不要な賃貸住宅に関する情報の収集・提供を行います。

依頼文書等による協力要請等を通じて、ホームレスの入居に対する民間賃貸住宅の家主、経営者等の理解を促進するとともに、一般県民の理解と協力を得るための啓発活動を実施します。



[ポイント]

「住まいの場」を考える場合には、一時的な住まいの場(野宿生活から安定した生活への移行期)と恒久的な生活の場としての住まいの場を分け、各々の役割に応じた対策を構築することが重要です。住まいの場の確保は、ホームレス問題解決の重要な項目のひとつです。

就職や生活保護等の行政サービスを受けるにも、通常の場合、居住地が必要となることから、一時的な住まいの場等で自立に向けた支援を行い、安定した住まいの場の確保につなげていく必要があります。

	現在(平成 16 年)	平成 19 年度	平成 26 年度
自立支援センター数	0	2	9
自立支援センターから自立する人数(累計)	0	60	620
自立支援ハウスから自立する人数(累計)	0	48	324

#### 4 ステップ5 - 就労の支援・逆転の発想

##### (1) 短期的な取組み

###### 1) ホームレス一人ひとりの職業能力や意欲に応じた「逆転の就労」支援

ホームレスの社会復帰に伴う就労が地域社会を支え、地域福祉の向上に資するという「逆転の発想」が重要です。

県は「ホームレス就労支援事業」を行い、相談事業を通じて就労の意思があると確認したホームレスを、地域の有償ボランティア等として活用することを奨励します。

(キーワード)

「ホームレス就労支援事業」

市町村が相談事業を通じて就労の意思があると確認したホームレスに対し、地元の社会福祉団体やNPO、企業が地域の有償ボランティア等として活用してその対価を支払った場合に、県が当該雇用団体に奨励金を支給します。

想定される業務の例

- ・公共施設や商店街などの清掃、警備、管理
- ・高齢者世帯等での草刈り・ごみ出し・荷物運びなど、地域の有償ボランティア
- ・資源物(びん、缶、古紙等)や廃棄物の処理

廃品回収や各種作業等を行って収入を得ており、今後も類似の仕事を希望する者に対しては、市町村が直接または委託により行っている駐輪場整理、ごみ収集、施設の清掃等の業務に従事する道を検討します。

なお、これらの業務の実施に当たっては、市町村や自治会等が定めたルールに従うなど、地域の実情に十分留意することが必要です。

2) 就労のための環境づくり

市町村や民間団体は、その地域で必要とされている仕事の開拓や受注を行い、仕事を希望するホームレス等に紹介できるよう努めます。

自立・自活を希望する者に対して、各種資格取得等の職業教育の道を勧めます。自らの職業適性や必要な技能の習得方法を知りたい者に対しては、「ちばキャリアアップセンター」での相談を勧めます。

「ホームレス自立支援センター」の設置を進め、同センターと国・県・市町村の雇用関係部署等との連携の下、職業相談・指導に努めます。

3) 就労の意欲を持たない者、就労が困難な者への対応

就労の意欲を持たない者に対しては、巡回相談を通じて、心身の健康を確認しつつ、今後の生活や生きる希望が持てるよう、支援に努めます。

高齢や傷病のため就労が困難と思われる者に対しては、巡回相談を通じて、良質な無料低額宿泊施設等への誘導とともに、必要に応じて生活保護を適用します。

4) 本格的な就労のための支援

県及び市町村は、1)、2)、3)の施策のみならず、本格的な就労を希望する者を支援するため、「千葉県ホームレス自立支援推進会議(仮称)」や市町村の「ホームレス自立推進会議(仮称)」

で情報交換を行うなど、公的就労や農林水産業を含めた本格的な就労の道を探ります。

#### 5) ホームレス能力活用推進事業の活用

県は、自転車修理や靴修理等の職種に関する情報収集・提供や、技能講習等を行う国庫補助事業の「ホームレス能力活用推進事業」の実施について検討します。

#### (キーワード)

#### 「ホームレス能力活用推進事業」

自転車修理や靴修理等の職種に関する情報収集・提供や技能講習などを、能力活用推進員を活用して実施する事業。

#### (2) 中長期的な取組み

##### 1) 求人に関する情報の収集・提供等

経済団体や関係機関に協力を依頼するなど、求人に関するデータや就業ニーズに応じた求人開拓に関する情報の収集、提供を行います。

##### 2) 雇用主の理解促進

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨等を周知し、雇用主の理解を促進するとともに、一般県民の理解と協力を得るための広報・啓発を図ります。

#### [ポイント]

安定した生活を営むためには、一定の収入を確保することが必要です。ホームレス自らの意思による自立を基本として、個々のニーズや職業能力に応じた就労の支援が必要であり、就業の確保が重要です。

この場合、行政・地域依存型の就労支援ではなく、ホームレスの社会参加が進むことにより、地域社会の活性化と地域福祉の達成が可能になるという「逆転の発想」をもって、就労の支援を進めることが重要です。

ホームレス就労支援事業の対象 市町村数	現在(平成 16 年)	平成 19 年度	平成 26 年度
	0	4	18

## 4 チャレンジ1 - 推進体制の確立

### 1) 県の役割

県は、本計画を策定するとともに、市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士、NPO、当事者等からなる「千葉県ホームレス自立支援推進会議(仮称)」を設置し、本計画の進捗状況の確認、情報交換、啓発活動の推進等を実施します。また、ホームレス問題に関する県民の理解と協力を得るよう努めます。

県は、広域的な観点から、各市町村が実施するホームレス対策が円滑に進むよう市町村間の調整、情報提供を行うとともに、効果的な事業については国と連携するなどして必要な財政的支援に努めます。

県は、必要に応じて国等関係機関との連絡調整を図るとともに、これらの機関から提供された情報等を市町村等に提供します。

### 2) 市町村の役割

ホームレス問題は、各地域、各市町村の状況によって大きく異なっていることから、県が策定する本計画を参考にされ、各市町村毎の具体的なアクションプランとなる実施計画を策定し、地域の実状に応じた施策を展開することが期待されます。

市町村は、保健・福祉部局、健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉士、当事者等からなる「ホームレス自立推進会議(仮称)」を設置する等、各市町村圏域における自立支援ネットワークづくりを進めることが期待されます。

### 3) 民間団体の役割

自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレス対策の重要な役割を担うものであり、引き続きその能力を活用するとともに、連携協力していくことが期待されます。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体など自立支援に関係する団体は、自らの知識、人材等を活用してホームレス問題の解決に資する支援事業を実施することが期待されます。

### 4) 首都圏における広域的な取組み

ホームレス問題は千葉県だけの問題でなく、首都圏の広域的な課題ととらえる必要があります。

首都圏の都県及び政令指定都市の間でもこのような意識が高まってきたことから、無料低額宿泊施設を含めたホームレス問題に関する共同研究を行うことが決定しました。今後、無料低額宿泊施設のより適切な運営に向けた要望を国に対して行うなど、広域的な視点でホームレス問題の解決を目指します。

[ポイント]

本計画を推進していくためには、市町村、県及び国の役割分担を明らかにした上で、民間団体との協働により、関係者が相互に緊密な連携・協力を図りながら、社会全体でホームレスに関する問題の解決を図っていく必要があります。

ホームレス自立推進会議(仮称)設置市町村数	現在(平成16年)	平成19年度	平成26年度
	1	4	18

#### 4 チャレンジ2 - 健康の確保

##### (1) 短期的な取組み

###### 1) 巡回・窓口での健康に関する相談、指導

市町村は、巡回相談や窓口相談において、専門家による診断等が必要と判断される場合は、当該市町村の保健部局または健康福祉センター(保健所)に情報提供し、早期に健康相談・保健指導・心のケアを実施します。

ホームレス保健サービス支援事業を活用するなど、健康相談・指導を行う体制づくりに努めます。

(キーワード)

「ホームレス保健サービス支援事業」

健康に不安を抱えるホームレスに対し、健康対策として、巡回又は窓口で健康相談や血圧測定、尿検査などを実施する事業。

###### 2) 疾病に関する対応や健康指導

一部の健康福祉センター(保健所)が地元の医師会や市町村との協働で健康診断を実施して成果をあげている事例を参考に、他の圏域でも健康福祉センター(保健所)、市町村、医師会・

歯科医師会等の連携により、疾病への対応を図ります。また、こうした機会を通じて、病気の有無など健康状態について把握し、必要な指導に努めます。

### 3) 病気・けが発生時の相談窓口の情報提供

ホームレスが病気になったときの相談場所について情報提供しておき、近くにいる仲間が連絡に行けるようにしておきます。

### 4) 医療を受けやすくするためのシステムづくり

医療を受ける必要があればいつでも受けられるように、生活保護法による対応の可能性や無料低額診療事業を行う医療機関等に関する情報を提供し、巡回相談等の際に指導します。

なお、無料低額診療施設の周辺にホームレスが集中しないよう、受診したいときにはあらかじめ市町村の福祉部局等に相談することを指導するなどの配慮に努めます。

### 5) ホームレス自立支援センターにおける健康指導

「ホームレス自立支援センター」を設置したときは、市町村の保健・福祉部局や健康福祉センター（保健所）と連携し、利用者の心身両面にわたる健康相談・指導に努めます。

## (2) 中長期的な取組み

巡回または窓口で、健康に関する相談、指導に努めます。

また、無料低額診療施設に関する情報提供を行います。

### [ポイント]

ホームレスの多くは、十分ではない生活環境の中で生活を続けていることから、健康を害していたり、健康に不安を抱えていると考えられます。

このため、支援の段階(ステップ)を問わず、常に健康状態の把握に留意することが必要であり、巡回・窓口による健康相談・保健指導の体制を整備するとともに、病気やけがの場合に速やかに医療機関で受診することができるよう、生活保護法に基づく対応の可能性や無料低額診療事業をはじめとする医療機関に関する情報提供等を行うこととします。

ホームレス保健サービス支援事業実施市町村数	現在(平成16年)	平成19年度	平成26年度
	0	4	18

## 4 チャレンジ3 - 安全対策

### (1) 短期的な取組み

#### 1) パトロール、巡回相談の際の安全確認等

パトロール活動などにより、ホームレス自身に対する事件・事故の防止や、地域住民の不安感の除去に努めます。

ホームレス自身に対する事件・事故、ホームレス同士による暴行事件、ホームレス自身の行動による地域住民等への不安や危害を与える事案が発生したときは、速やかな指導・取締りや警戒活動等による再発防止、ホームレス自身の安全や周辺住民の不安感の解消に努めることとします。

なお、福祉部局が巡回相談を行う際には、暴行や嫌がらせを受けた経験の有無などホームレスの安全確認を行うとともに、ホームレス同士やホームレスと周辺住民とのトラブル防止の注意喚起を行います。

#### 2) 関係機関の連携による、事件・事故の予防等

市町村の福祉部局は地域の実情に応じて、都市公園等の施設に係る機関等との情報交換若しくは合同の巡回指導又は「ホームレス自立推進会議(仮称)」で対応策を検討するなど、随時又は定期的に連絡調整を行い、連携して、ホームレスに対する事件・事故の予防や地域における生活環境の改善、住民の不安感の解消を図ります。

#### 3) 適切な保護活動

緊急な保護が必要と認められる者については、関係法令に基づいて一時的に保護し、その都度、関係機関へ引継ぐ等適切な保護活動を行います。なお、関係機関は円滑な連絡・引継ぎに努めます。

#### 4) ホームレスの人権や地域の安全確保等に関する啓発、情報提供

町内会・自治会への回覧等を利用して、ホームレスの人権尊重、危害防止、事件・事故の情報提供の呼びかけを図ります。

### (2) 中長期的な取組み

#### 1) セーフティネットへのホームレスの組み入れ

地域住民の安全対策にホームレスも組み入れるよう、関係機関に働きかけ、ホームレスが被害に巻き込まれないよう努めます。

## 2) ホームレス自身と地域との融和

巡回相談等を通じて、ホームレスが野宿場所周辺の片付け・清掃を行うなど、地域住民との融和に努めるよう指導を図ります。

### [ポイント]

ホームレス自身の安全を確保するとともに、地域住民の不安を解消するための取り組みが必要です。

巡回相談事業実施市町村数(再掲)	現在(平成16年)	平成19年度	平成26年度
	1	4	18

## 4 チャレンジ4 - 県民への啓発

### (1) 短期的な取組み

#### 1) 地域住民の理解を得る・自ら考える活動の展開

平成16年4月に公表された「千葉県地域福祉支援計画」に記載されている地域福祉の新しい推進組織である「地域福祉フォーラム」(小・中学校区圏域、市町村圏域、健康福祉センター圏域、全県域にそれぞれ設置することを想定)において、地域の実状に応じたホームレス問題の検討や社会復帰への支援等の検討をすることが期待されています。

町内会・自治会への回覧等により、地域住民にホームレスへの偏見をなくすよう呼びかけます。

民生委員・児童委員の研修や会議でホームレス問題を取り上げ、住民への啓発や、相談活動での助力をお願いするようにします。

県や市町村は、地域の指導的立場にある方や市民・学生・生徒向けに、ホームレス問題に取り組む識者による講演会を開催する機会を設けるとともに、講師の紹介など必要な情報の提供に努めます。

#### 2) 各種団体への啓発

「ホームレス自立支援推進会議(仮称)」の参加団体、その他の様々な団体や組織(企業、医



療機関、商工団体、商店街、町内会・自治会等)への啓発活動を通じて、ホームレス問題への理解の浸透を図ります。

## (2) 中長期的な取組み

地域住民の理解を得る活動、「私にできるサポート」

ホームレスの多い地域の住民の会合でホームレス問題の話をさせてもらい、地域住民の理解を得るよう努めます。

社会福祉協議会など地域の様々な団体が開催するイベント等を通じて、巡回相談や炊き出し、借間探しなど、「私にできるサポート」を行うボランティアの拡大、定着に努めます。

### [ポイント]

ホームレスの問題をホームレス自身だけの問題と捉えるのではなく、身近な地域の問題として捉え、ホームレスの社会復帰を目指していくことが重要です。そのため、地域住民のホームレス問題への理解が深まるような啓発普及を進めるとともに、ホームレスの人権擁護に向けた意識が高揚するように努めます。

ホームレス自立推進会議(仮称)設置市町村数(再掲)	現在(平成16年)	平成19年度	平成26年度
	1	4	18

## 4 チャレンジ5 - 「ホームレス」の人権擁護

### (1) 短期的な取組み

#### 1) 千葉県人権施策基本指針に基づく人権施策の推進

県が平成16年2月に策定した「千葉県人権施策基本指針」では、「ホームレスの人権」について施策の基本的方向を次のように定めています。

- i 偏見・差別意識解消のための教育・啓発の推進
- ii 支援のための取組み
- iii 地域での自立生活支援のためのネットワークづくり

これらの施策を、この計画と併せて推進していきます。

## 2) 人権尊重の視点からの住民への啓発

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消して、広く人権意識の高揚が図られるよう、住民への啓発活動を行います。

## 3) 権利擁護事業の利用

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、必要に応じて福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理の援助を行う地域福祉権利擁護事業の利用を図ります。

(キーワード)

「地域福祉権利擁護事業」

社会福祉法に基づき、痴呆性高齢者など判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続の援助や代行、金銭管理や財産の保管などの日常生活を支援する事業。

## 4) 宿泊施設利用者の処遇の向上

宿泊施設に関しては、過去において、「利用者の生活環境が劣悪なものが見られる」、「他の地域で十分な説明がないまま勧誘を受けてやって来た」などの問題点が指摘されたことがあります。

そのため、宿泊事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドラインを設けてきたところですが、首都圏の8都県市の共同研究を進めるとともに、県独自にガイドラインの見直しを行い、ガイドラインに違反して、不当に利益を図り、又は施設利用者の処遇につき不当な行為をしたと判断される事業者に対して、社会福祉法に基づいて事業の制限又は停止を命じることとします。

このほか、本人の意思を踏まえた入所等、利用者の人権擁護と宿泊事業の適切な運営を目指して必要な指導や立入調査(監査指導等)の実施を進めていくこととします。また、住宅費の認定については、近隣の家賃等地域の実情を踏まえた額とするようにします。

(キーワード)

無料低額宿泊事業に関する「ガイドライン」

厚生労働省は平成15年7月、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を定め、県も次の事項を盛り込んだガイドラインを定めました。

- ・建築基準法や消防法など法令の遵守
- ・事業経営の透明性の確保
- ・居室は原則として個室とするなど、利用者のプライバシーを尊重すること
- ・事前に県や市と相談、協議を行うこと
- ・施設設置について近隣住民の理解を得るように努めること

(2) 中長期的な取組み

1) 住民に対する、ホームレスの人権擁護の啓発

人権フェスタなどの事業を行う場合、関係者にホームレス問題をなるべく採り上げて(少なくとも触れて)いただくことにより、住民の意識を喚起します。

2) 関係者に対する啓発

無料低額宿泊事業等、ホームレスに関連の深い事業を行う事業者に対し、施設利用者の人権に配慮した生活指導を行うよう呼びかけます。

[ポイント]

日本国憲法をはじめとする現代立憲主義が要請する基本的人権の尊重は、人類普遍の原理といえます。このため、ホームレスはもとより住民にも配慮し、ホームレスの人権擁護が地域社会において実現されるような取り組みを推進します。

## 5 新たなホームレスを生み出さないために

### (1) 短期的な取組み

#### 1) 地域福祉の推進

平成16年4月に策定した「千葉県地域福祉支援計画」に基づき、市町村でも地域福祉計画づくりが進んでいます。ホームレス問題を地域全体の問題ととらえて、地域福祉計画策定の過程でもホームレス問題を取り上げるなど、地域住民が一体となって新たなホームレスを造り出さない社会づくりを考えていく必要があります。

#### 〈キーワード〉

「地域福祉計画」、「地域福祉支援計画」

社会福祉法に基づいて、市町村は地域福祉計画を、また、都道府県は市町村地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から地域福祉支援計画を、それぞれ策定することとされています。

#### 2) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会等による相談の早期利用

生活困窮者は、事態が切迫するにつれて、対応の選択肢が少なくなることから、行政機関や民間が実施している相談を早期に利用するよう広報等で呼びかけます。

民生委員・児童委員活動の中で、生活困窮者等がホームレス化するおそれがあると思われる場合に関係機関へ情報提供するなど、早めの対応を図ります。

所得の少ない世帯、生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯が、離散したりホームレスになることがないよう、市町村社会福祉協議会の総合相談を活用し、可能な場合には離職者支援貸付制度などの利用を図ります。

#### 〈キーワード〉

「離職者支援貸付制度」

雇用保険制度の対象外の自営廃業者及びパート労働の失業者や雇用保険の求職者給付が切れたことにより生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間の生活資金として貸し付けることにより、世帯の自立・安定を支援するための貸付制度です。

### 3)退院した者への居宅生活支援

医療機関に入院していた元ホームレスが退院により再び野宿生活に戻ることがないように、本人の意思を尊重しつつ、居宅生活ができるよう支援を行います。

### (2)中長期的な取組み

困ったときの相談について、回覧板や広報紙等で定期的に周知を図ります。

住民向けの各種相談を行っている県や市町村がワンストップ的な窓口となり、必要に応じて、法律相談、就職相談など専門的な相談窓口の情報を提供します。

#### [ポイント]

失業率が高止まりする等、雇用をめぐる厳しい状況が続く今日、失業者数や失業率が急激に低下することは期待しにくく、また、消費者金融に手を出した結果、ホームレスとなってしまう者も少ない状況です。

都市部では単身者世帯が増え、地域のつながりが希薄化している中、新たに発生する失業者や借金を負う者等がホームレスとならないようにする必要があります。

## 6 計画内容の評価・見直し

### (1) 県の取り組みの評価

この計画が適切に推進され事業が成果を上げているか等の評価を行うことが大切であることから、「健康福祉千葉方式」の手法を活用し、民間と行政が一体となった「ホームレス自立支援推進会議(仮称)」を設置し、定期的に、計画に掲げた支援事業の進捗状況や新たな問題への対応等について意見交換をすることとします。

### (2) 市町村の取り組みの評価

市町村においても、民間支援団体や県・国と連携を取り合って、市町村計画の策定と実践が期待されます。特に、モデル市町村として、最初の3年間の対策の牽引役となる市町村にあっては、当該市町村で「ホームレス自立支援会議(仮称)」を設け、事業の状況や問題点の検討を行うことが期待されます。

### (3) 計画の見直し

本計画は、3年ごとに見直しを行います。見直しに当たっては、「ホームレス自立支援推進会議(仮称)」で検討します。

### (4) 地域バランスの考慮

ホームレス支援の成熟度に地域間格差が大きくなると、対策の進んでいる地域にホームレスが集中するといった結果が生じかねません。各地域の実情を考慮しつつも地域間に差異が生じないよう施策の推進を検討する必要があります。

当初牽引役となるモデル市町村は、事業を通じて培った自立支援のノウハウや情報等を、必要に応じて他の市町村に提供することが期待されます。

#### [ポイント]

計画は、策定するためにあるものではなく、その後の実践のためにあるものです。したがって、計画策定後の県や市町村の取り組み状況の評価を定期的に行い、その結果に基づいて見直しをしていくことが不可欠です。

推進に当たっては、各地域内で関係機関が連携を取り合うとともに、支援の内容に大きな地域間格差が生じないよう留意する必要があります。

## 7 結び ~ホームレス対策に携わる方々へ~

(1)ホームレス問題は、福祉、健康、住居、就労、安全対策など、多方面にわたる問題であることから、行政機関にあっては、相互に連絡を取り合うとともに、民間の支援団体・ボランティアと補い合いながら、ホームレス一人ひとりの実情を踏まえた自立支援を進めていく必要があります。

(2)ホームレスの自立支援を行うボランティアにあっては、地域内、また地域間の連携を図り、行政機関とともに自立支援網を構築することが期待されます。これらの方々は、今後、「ホームレス自立支援推進会議(仮称)」など意見交換の場を設けたときは、これに参加され、自立の成功例だけでなく、関係者にとって学ぶ点の多い「失敗例」も交換し合えるような、信頼感のある連携をめざしていきたいと考えています。

(3)無料低額宿泊事業者にあっては、社会福祉法の趣旨と無料低額宿泊施設の本来の役割を理解し、利用者一人ひとりの人権に配慮し、彼らが再びホームレスにならないような自立のサポートをするよう期待しています。また、事業の運営に当たって、財務状況の公開、行政や第三者機関の評価を受けるなど、良質な処遇、経営の更なる透明化など、質の向上に努められるよう望みます。

(4)ホームレス問題は、現代社会のさまざまな問題点が重なり合っていることから、上述のとおり、関係行政機関や民間の支援団体等が連携し、ホームレス一人ひとりと信頼関係を築き、個々の事情に即したきめ細かな対応をする必要があります。

### [ポイント]

行政機関、ボランティアなど関係者が、地域の中で、また地域間で連携を図りつつ、ホームレスの自立支援に取り組む必要があります。

